

Title	遠藤芳樹氏(1)
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.4 (1934. 12) ,p.111(693)- 116(698)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19341200-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

遠藤芳樹氏

幸田成友

本春黒羽兵治郎氏編纂大阪商科大學經濟研究所

發行として、大阪商業史料集成第一輯なるものが出版になつた。收むる所は大坂商業習慣錄上中下三篇四冊と鉛筆餘唾一冊で、兩書共遠藤芳樹氏の著である。

後者は三井文庫所藏著者自筆本を複刻したもので、これは自分にとつては未見の書であるから、甚だ嬉しく拜見したが、前者は大正三年國書刊行會德川時代商業叢書第三の中に復刻せられて居る。然るに黒羽君は、卷頭の解題中に一言もそれに言及んで居られぬ。萬一黒羽君が心附かれぬにしても、研究所の同僚や先輩が御承知ないことは

なかろう。

一度出版になつたものを複刻する場合に、射利を目的とするものは論外として、二つあると思ふ。第一は前版が品切れとなつてこれを購ひ得がたき場合、第二は前版の底本より一層良い底本を得た場合で、この二つの場合を除いては複刻の必要はないと考へる。今度の出版はどちらの場合であるか。徳川時代商業叢書は屢々古本屋の目録に見え、決して得難い本ではない。また國書刊行會本の底本は經濟研究所本の底本と同一である。自分は左にその然る所以を記述しよう。

自分が見た習慣錄の寫本三四部はいづれも上中

二篇だけで下篇がない。自分は大阪市史編纂係在勤中、大阪商業會議所本によつて上中二篇を寫したが、同書の緒言によれば下篇があることは明白故、是非それを補寫して一部の完本としたいと考へ、東上の節遠藤芳樹氏を東京帝國大學の法制史研究室に訪問した。氏は當時六十歳前後であつたらう。背は低く、顔は長く大きく、血色は蒼白、髪毛は七八分通り白く、然も房々としてゐて、丁寧にそれを分けて居られた。初對面の挨拶が済んでから、自分の希望を述べた所、氏は無造作に、それは確かに在る。仲間規約や申合の本文を集めたもの故、若い人達は無用と思つて寫さなかつたのであらう。農商務省の書庫を搜索すれば屹度あるに違ひないから、追つて返事をすると答へられた。それから談話は色々彼我の間に交換せられたが、大阪の古い御觸に「起奉公人」といふ言葉があるが、その意味を知りたいと質問せられたことを、

今日も自分は記憶して居る。初對面後若干日を経てから書物はあつたといふ御返事で、自分は夜分を顧みず小石川植物園附近の氏の私宅を訪ひ、深く氏の厚意を謝し、その謄寫方を依頼した。それが今大阪市役所に存してゐる習慣錄の下巻である。多分明治三十五六年頃のことであつたらう。自分が在勤中に作つた寫本には皆巻末に、原本何の何某藏、何年何月採訪と書いて置いたから、それを見れば判然しよう。

自分は大阪市史の材料蒐集につき、隨分帝國圖書館の御世話になつた。從つて同圖書館から市史編纂係が蒐集した史料中、これ／＼のものを謄寫し、當圖書館に備へて閲覽に供したいといふ御照會があつた時、相應周旋してあげた。その節の目録中に大坂商業習慣錄・堂島舊記一名米商舊記・浪速人傑談・浪華百事談・浪華人物誌等があつた。是等の寫本は今皆出版されてゐるが、その印刷物

には底本の出所が明記して無い。それは圖書館の閲覽室にある本を無断で謄寫出版したからで、出版者の遣方は言語道斷と言はざるを得ぬ。その一部につき、自分は著者の遺族代理人から厳重な懸念を持込まれ、非常な迷惑を被つたことがある。

徳川時代商業叢書本の習慣錄が何を底本としたかはこれで明瞭であると思ふ。その底本と黒羽君が今度出版になつた習慣錄の底本とを比較すれば、双方とも上中二篇は商議會議所本から、下篇

は大阪市役所本から出てゐる。源に遡れば同一の本であり、謄寫の順序からいへば、親子兄弟、きはめて接近した同一系に屬する。

かく論じつめれば、黒羽君の今度の出版は、習慣錄に關する限り、複刻を必要とする第一の場合にも第二の場合にも當然らぬ。同君の盡力も經濟研究所の斡旋も無意味では無い。或は大阪の商

業史料としては習慣錄を入れることが必要だからといふ陳辯もあらう。然しさうなると本庄博士が近世社會經濟叢書に收めた濱方記録や、自分が大坂市史第五篇に收めた史料の一部分若しくは大部分をも複刻する必要を生じはしないか。支那の叢書にはよくこの弊があるが、一たび甲の叢書に收められたものを、再び乙の叢書に載せることを廢し、それだけの労力と費用とを他の出版に向けたならば、學界を裨益する所一層大きいものがあるう。

この際古書複刻について自分が平素懷抱する意見を述べさせて貰ひたい。(一)原著者を尊敬すること。著者は大抵の場合故人であらうから、その遺族へ出版の旨を通じ、快諾を得ること、遺族が分明せぬ場合には著者の墓前に報告すること。(二)充分な解題をつけること。古書を複刻する場合、底本の撰擇から印刷の校正に至るまで、幾回とな

く本文を讀むのは校正者で、從つて校正者は最も本文の内容に通じて居り、解説を執筆する第一の適任者である。(三)本文の印刷は文字送り假名等、活字において出來得る限り舊態を保存すること。

同價値の寫本が幾部も存在する時は勿論異同を校訂すること。(四)索引語解の類を添へること等である。この中(一)は自分一己の偏った意見かも知れないが、(二)以下は決してさうでない。モニューメンタ・ゲルマニカの一冊を見たなら、それが古書複刻の普遍的原則であることが、直ちに會得せられやう。

記し、また大阪府廳や各商組合や民間流布の諸簿冊から種々の材料を探つて之を補つた。本書編述の主要材料が各商業者の直接談話であることが、本書の特色であると。成る程本書の材料はかやうにして得られたものに違ひない。然し以上の記事は習慣錄の緒言及び鉛筆餘睡の序文に出て居り、また兒玉少介云々のことは商事慣習問目並に報答書案大阪市史第五所載の冒頭に掲げた往復文書を見れば分る。著者その人に對する黒羽君の新しい研究が見えぬのは遺憾である。

家藏の老友會記事寫本紙數九枚、圖一枚は遠藤芳樹氏の自筆

以上の四項に照らして、黒羽君の複刻本を見る
と、(一)については何等の記述が無い。(二)同君
が本書の著者たる遠藤芳樹氏について語る所は極
めて簡単である。曰く、彼は明治十五年一月參事
院奏任御用掛兒玉少介に隨行來阪し、大阪商法會
議所において親しく各商業者より聞ける談話を筆
役かを勤められたに違ひない。前名を愛之助とい

つたこともこの記事で分る。習慣錄脱稿の頃即ち明治十六年の末には農商務三等属であり、また晩年は帝大の法制史研究室に居られたのだから、それへ照會したら、多少同氏の傳記に關する新材料が獲られよう。尤も當時研究室の主任は故宮崎博士であつたが、今の中田博士も屹度遠藤氏を知つて居られるだらう。

遠藤氏の著述として公刊せられたものに日本商業志がある。明治廿三年博文館出版の政治學經濟學法律學講習全書の第五編で、四六判の假綴本、上篇二八〇頁下篇二四四頁より成る。今日からいへば推賞するに足る著述では無からうが、日本の商業の歴史としてはこれがトップを切つたもので、菅沼貞風氏の有名な大日本商業史の出版より二年前である。

自分の手許には老友會記事の外遠藤氏の自筆に

成る估價考准布考市津料考明治十八年二月撰がある。本文僅

遠藤芳樹氏(幸田)

に七丁、用紙は農商務省の代緒摺の罫紙、それから御仕置文例及び科條類典注解といふ半紙形の寫本が各、一冊ある。前者は公事方勘定奉行所の役員が編纂したもので、遠藤氏が若干順序を變更して御仕置文例と改題したので、その始末は明治三十六年四月附の緒言に見え、篇中遠藤氏自筆の附箋や書入がある。後者は巻頭の數葉を脱するのみか、第五十五條以後を缺き、遠藤氏の自筆書入もないから、これが遠藤氏の藏書であるといふ證據は一つも無いが、以上四冊は一括して自分が文行堂書店から買入れたものだ。

老友會記事によつて當日遠藤氏が出陳せられた書類の名目と、同氏の手に成つた解題とを掲げよう。是等の書類は今何處に所藏せられて居るか、知りたいものである。

一、當座御赦評議留

壹冊

徳川累世將軍家其年祭に際し、刑罪減赦の決議を纂輯せしも

のにて、現在赦罪三十一件を收む。執筆十二名の手に成れるものとす。就中渡邊華山宥赦鬪議の如きも本編に在り。

一、評定所書役申合書

服務規律を記せしものにして天保年間に成れるなり。文中間々天道の冥罰などいふことを交ゆ。當時道德を以て風紀を支配するの想外にあるを察するに足れり。

一、訴狀裏書

俗に目安といふ。目安はミヤスにして訴訟の要目一見の下に知見あらしむる爲に記せしものとす。後には銘書又は件名と云ひたり。此目安は天保十二年六月寺社奉行に奉りしものにして、裏書に奉行の連署あり。此裏書の執筆は寺社奉行の書記にして、餘白に表書云々とあるは評定所改方の執筆なり。又こゝに左衛門尉とあるは江戸町奉行遠山左衛門尉にして當時有名の幕吏なり。

一、評定所諸役人付

一枚

慶應四戊辰年正月發刊のものにして、評定所腰掛茶屋の者恒例歲首に出板し、是を訴訟人其他へ配布せるなり。時正に戊辰正月に充り、幕兵薩長の師と洛外に一戰を試み、徳川公去て歸東せられ、江戸の市民暗雲の中にありし頃にして、評府末路の一班を知るに足る最珍奇の一書なり。

一、折焚柴

評定所同心
茂木常藏筆

要するに、黒羽君の解説中、遠藤氏の傳記に關し、

(四)索引は甚だ結構である。(二百十五頁下段に續く)

また著書に關し、研究が不充分であることは蔽ひ難いと思ふ。

壹冊

(三)複刻本は原本の片假名をすべて平假名に改められて居る。國書刊行本もこの點は同様である。どういふ必要があつて片假名を平假名に改められたか、兩書とも説明がない。無意味の變更とすれば論外である。

上篇中篇は概して遠藤氏の文章だが、下篇は仲間組合の申合または規約である。これら仲間組合の申合または規約は出來得る限り現存の原本によつて校合するのが古書複刻の本意であり、さうしてもし一つでも二つでも對校すべき原本が存在せぬと判明した時、そこに始めて遠藤氏が早くそれで歸東せられ、江戸の市民暗雲の中にありし頃にして、評府等の規約申合を編輯せられた功が顯はれるのではないか。この對照を等閑視せられたは用意が足らぬといはねばならぬ。